

平成29年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月30日（金）午後3時～
2. 開催場所 宇土市役所防災棟 会議室
3. 出席委員（23人）

会 長	平岡 孝雄			
委 員	福島 勝義	谷山 次則	堀内 信也	
	山下 洋幸	西山 正治	杉内 鍊之	
	田代 良一	竹下 清	今村 康晴	
	境 良一	岩本 義行	白井 博行	
	鎌賀 和夫	益田 信明	佐美三 守	
	堀 城	中山 一一	池田 弘美	
	小田 寿幸	岩本 広海	芥川 幸子	
	太田 桂子			
4. 欠席委員（1名）

浜口 多美雄

5. 議事録署名者指名 平岡議長
議事録署名委員 山下 洋幸委員 池田 弘美委員
6. 議 事
 - (1) 議案 第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第25号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第26号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第27号 農用地利用集積計画の同意について
7. 報告
 - (1) 報告 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 唯 勇一

事務局次長 嶽本 圭司 参事 濱田 綾

事務局長 開会前に一言お礼申し上げます。今の委員さんにおかれましては、任期が7月19日ということで、このメンバーで総会を開催するのは今回が最後となります。今の委員さんの中には、この任期一杯でご勇退される方が多くいらっしゃいます。ご優待される委員の皆様にはこれまで本市の農業行政発展のため多大なご尽力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。ご勇退後もそれぞれの地域で、陰ながら応援いただければありがたく存じます。今後は健康に十分ご留意いただき、これからのご活躍を期待します。これまで大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは只今から、平成29年第6回農業委員会総会を開会させていただきます。本日の出席委員数は、事前に1名の委員さんから欠席の連絡があっておりまして、23名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは開会にあたりまして、平岡会長よりご挨拶をよろしく願います。

平岡会長 こんにちは。今日は朝から降ったり止んだりで、農家としましても田植え時期など迎えている中で、総会への出席ありがとうございました。先ほど局長からも話がありました通り、本年は改選時期を迎えております。しかも、農業委員の改革という形になっておりますが、今後かなりの方たちが残って、これからの新農業委員会の方向性なども行ってもらわねばですけど、私たちも一応勇退ということでありまして、これからも何らかの形で貢献できるならばと思っております。お互いにこの3年間、いろんな形で勉強させてもらいました。地域農業が大きく変わろうとしておりますけど、そういう時代の流れの中で、私たちも少しでも役割を担っていかねばならないという風に思っております。新農業委員さんも12名決まっておりますし、また最適化推進委員さんも13名決まっております。そういう中で、これから暗中模索しながら宇土市に合った方向を進んでいくと思いますのでよろしく願います。本日もよろしく願います。

事務局長 ありがとうございました。次に、議長選出となっておりますが、

宇土市農業委員会 会議規則第5条により、平岡会長に議長をお願い致します。

平岡議長 はい、それでは、平成29年第6回の農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、山下委員さんと池田委員さんをお願いします。

各委員 はい

平岡議長 それでは、只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。それでは、今月の議案審議をお願い致します。

議案第24号です。農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。

申請番号1番について、確認委員さんは益田委員さんと佐美三委員さんですので、益田委員さんお願い致します。

益田委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりでございます。登記は畑2筆、現況畑2筆、合計で1088㎡、登記田2筆、現況田2筆、合計で3514㎡、4筆合計の4602㎡、耕作面積26378㎡、申請面積4602㎡、貸借形態、所有権有償、譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2人で権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

平岡会長 益田委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作

距離は、1 kmであり、農業年数42年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、米・イチゴ、みかんになります。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認します。次に申請番号2番について、確認委員さんは益田委員さんと佐美三委員さんですが。益田委員さんお願いします。

益田委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は畑、現況山林、登記面積は823㎡、耕作面積24696㎡、申請面積823㎡、賃借形態は所有権有償です。譲渡理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小。家族は1人、権利の種類は売買です。以上です。よろしくお願いします。

平岡議長 益田委員さんからの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について説明します。申請地までの通作距離は1.5 kmで、農業年数25年、農機具も所有し、農作業従事者1名、主たる作物はシイタケになります。以上です。

平岡局長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので申請番号2番については承認します。続きまして申請番号3番について、確認委員さんは鎌賀委員さんと私ですので、鎌賀委員さんから説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地

は議案書記載のとおりです。登記田，現況畑，登記面積82㎡，耕作面積8941㎡，申請面積82㎡，貸借形態は所有権有償，譲受理由規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族3名，権利の種類は売買となっております。以上です。よろしくお願ひします。

平岡議長 はい。鎌賀委員さんからの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい。申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作距離は250m，農業年数50年，農機具も所有し，農作業従事者3名，主たる作物は米，野菜になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので3番についても承認をします。以上で議案第24号は3件全て承認を得ましたので，許可証の交付を行います。

平岡議長 続きまして議案第25号です。農地法第4条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。申請番号1番について。確認委員さんは今村委員さんと竹下委員さんですが・・・ 竹下委員さんお願ひします。

竹下委員 申請番号1番について説明します。申請人・土地の所有者は議案書の通りでございます。登記田，現況田，登記面積が436㎡。転用目的は住宅敷地拡張です。以上です。

平岡議長 竹下委員さんからの説明がありました。事務局からの補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について補足説明を行います。地図は5ページです。申請人は城塚町に居住する農業を営む個人で，昨年の熊本地震により自宅が被災したため，建て直しを計画したところ，かねてより敷

地が狭く不便であったため、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思います。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので、1番については承認をします。続きまして申請番号2番について、確認委員さんは私と白井委員さんですので、白井委員さんより説明をお願いします。

白井委員 2番について説明します。申請人土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況畑、登記面積495㎡、転用目的は個人住宅1棟、114.42㎡です。よろしくをお願いします。

平岡議長 白井委員さんの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について説明します。地図は6ページです。申請人は住吉町に居住する個人で、現在の住まいが事務所兼自宅の3階部分であり、階段の上り下りが年齢とともに大変になってきたため、住宅を新築する場所を探していたところ、申請地が勤務地に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 意義無しということですので、2番については承認します。続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは田代委員さん

と杉内委員さんですが、田代委員さんに説明をお願いします。

田代委員 3番について説明します。申請人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況雑地、登記面積662㎡、転用目的農家住宅2棟、183㎡です。よろしくお願いします。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号3番について説明します。地図は7ページです。こちらは申請番号4番についても隣接地のため記載しています。申請人は走潟町に居住する個人で、国土交通省が行う緑川河川改修工事に伴い、移住する必要があるため、場所を探していたところ、申請地は所有する農地が周辺にあり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はすでに1年前から雑種地として利用しており、始末書添付の案件です。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明が終わりました。申請番号3番について、委員さん方からご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、3番については承認します。続きまして申請番号4番について、確認委員さんは田代委員さんと杉内委員さんですが、田代委員さんをお願いします。

田代委員 4番について説明します。申請人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況雑地、3筆合計の990㎡です。転用目的は農家住宅2棟、225.09㎡です。よろしくお願いします。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号4番について説明します。地図は7ページです。申

請人は走潟町に居住する個人で、国土交通省が行う緑川河川改修工事に伴い移住する必要があるため、場所を探していたところ、申請地は所有する農地が周辺にあり、適していると考え今回の転用申請となりました。なお、申請地はすでに1年前から雑種地として利用しており、始末書添付の案件です。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。委員さん方からご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので4番については承認します。以上で議案第25号については、4件すべて承認をしましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第26号「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員さんは山下委員さんと西山委員さんですが、西山委員さんをお願いします。

西山委員 申請番号1番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田、登記面積477㎡、内転用面積477㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的の建売分譲住宅3棟、257㎡です。以上です。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は13ページです。申請人は不動産業を営む法人であり、申請地が利便性もよく、住宅も建ち並んでおり、建売用地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に花園小学校及び花園幼稚園があるため、第3種農地と思われれます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、1番については承認します。
続きまして、申請番号2番について、確認委員さんは山下委員さんと西山委員さんですが、西山委員さんお願いします。

西山委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記は田で4筆ありまして現況も田が4筆で、登記面積は4筆合計で2528㎡、内転用面積も2528㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買、転用目的は建売分譲住宅10棟、538.20㎡です。よろしくご審議お願いします。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は14ページです。申請人は熊本市で不動産業を営む法人であり、申請地が花園小学校に近く、生活環境に優れていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に位置付けられると思います。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、2番については承認します。
続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは山下委員さんと西山委員さんですが、山下委員さんお願いします。

山下委員 3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田で5筆ありまして、合計面積が223

4 m²であります。内転用面積も2234 m²です。権利の種類は所有権（有償）で売買です。転用目的は共同住宅568.06 m²です。よろしく申し上げます。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3場について説明します。地図は15ページです。申請人は八代市に居住する個人であり、申請地は花園小学校に近く生活環境に優れていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に位置付けられると思います。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。委員さん方からご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号3番は承認します。続きまして申請番号4番について、西山委員さんと山下委員さんですが、山下委員さんお願いします。

山下委員 4番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況畑、登記面積1649 m²、内転用面積1649 m²、権利の種類使用貸借権設定、転用目的はアパート2棟、497.83 m²です。よろしく申し上げます。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は16ページです。申請人は松山町に居住する個人であり、申請地が住環境の整った地区でありアパートの需要が高いと考え今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。なお、

当申請地は平成19年に農地改良届を提出し、田から畑へと変更されていますが、敷地を東側の里道へはみ出した形で擁壁を設置してあります。今回の転用申請については不許可にするほどの理由には当たりませんが、許可をする場合には里道との境界について、今後協議が必要となりますので、里道の管理者である市の土木課と協議し、場所を確定することの条件付許可になるかと思われます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号4番について委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号4番は承認します。続きまして申請番号5番について、確認委員さんは岩本広海委員さんと岩本義行委員さんですが、岩本義行委員さんお願いします。

岩本義行委員 5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記は田、現況田、登記面積799㎡、内転用面積799㎡、権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は農家住宅161.99㎡です。以上です。よろしくお願いします。

平岡議長 岩本義行委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。地図は17ページです。申請人は住吉町に居住する農業を営む個人であり、現在の住居は耕作農地から遠く不便であったため、住宅を建てる土地を探していたところ、申請地が耕作農地に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請値はおおむね300m以内に住吉駅がありますので、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号5番について委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号5番は承認します。
続きまして申請番号6番について、確認委員さんは池田委員さんと堀内委員さんですが、池田委員さんお願いします。

池田委員 それでは6番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記畑，現況雑地，登記面積・転用面積は37㎡。権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は通路となっております。よろしくお願いします。

平岡議長 池田委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について説明します。地図は18ページです。申請人は宮庄町に居住する個人であり、昨年の熊本地震により自宅が被災したため、建て直しを計画したところかねてより進入路が狭く不便であったため、今回通路拡張での転用申請となりました。なお、申請地は平成8年から雑種地として使用しており、始末書添付の案件となります。申請地は第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思います。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号6番について委員さん方からご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号6番は承認します。
続きまして申請番号7番について、確認委員さんは西山委員さんと中山委員さんですが、中山委員さんお願いします。

中山委員 それでは申請番号7番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記は田，現況は田，4筆ございまして合計面積420.58㎡。権利の種類は売買です。転用目的は個人住宅105.16㎡です。以上です。

平岡議長 中山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありま

したらお願いします。

事務局 申請番号7番について説明します。地図は19ページです。申請人は古保里町に居住する個人であり、現在アパート住まいであり手狭になってきたため、住宅の新築を計画したところ、申請地が静かで適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので、第2種農地と思われれます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号7番について委員さん方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号7番は承認します。続きまして申請番号8番について、確認委員さんは西山委員さんと中山委員さんですが、中山委員さんお願いします。

中山委員 申請番号8番です。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田、3筆合計53.86㎡です。権利の種類は売買でございます。転用目的は通路でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 中山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号8番について説明します。地図は20ページです。こちらは申請番号7番の隣接地です。申請人は境目町に居住する個人であり、自宅への進入路が狭く不便であったため、今回申請地を通路の拡張での利用を行う転用申請となりました。申請地は宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので、第2種農地と思われれます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号8番について委員さん

方からご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号8番は承認します。
以上で議案第26号については8件承認を得ましたので許可書の交付を行います。
次に議案第27号、農用地利用集積計画の同意についてを議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。
それでは審議に出席できない杉内委員さんと池田委員さんには退席をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。番号61番、借り手、貸し手、物件の所在については議案書の通りです。地目田、面積545㎡、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの賃借権の設定でございます。借賃は10アール当たり米1俵となっております。
番号62番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。10筆ありまして地目はすべて田、面積が9129㎡で平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間の賃借権設定となっており、借賃は上の2筆が30万円で、他筆が10アール当たり米1俵分の現金となっております。
番号63番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目が2筆とも田、面積が2筆計の3759㎡で、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間の賃借権の再設定で、借賃は10アール当たり米2俵分の現金となっております。
番号64番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目は2筆とも田で、面積は2筆合計で2302㎡。平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間の賃借権再設定となっており、借賃は2筆で106,800円となっております。
番号65番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積1394㎡、平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり40000円となっております。
番号66番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目4筆とも田で、面積が計の10514㎡、平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間の賃借権の再設定となつて

おり、借賃は10アール当たり米1俵となっております。
続きまして24ページになりますけど、番号67番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。4筆とも田で、面積が合計の14745㎡、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり16000円となっております。

番号68番から70番までは、農地中間管理事業になります。

番号68番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目、3筆とも畑で、面積が計の11799㎡です。平成29年8月1日から平成39年7月31日まで10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり9323円となっております。

番号69番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目が2筆とも田で、面積が計の1966㎡、平成29年8月1日から平成39年7月31日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃が10アール当たり10000円となっております。

番号70番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目は3筆とも田で、面積が1652㎡で平成29年8月1日から平成7月31日まで10年間の賃借権設定で、借賃は10アール当たり10000円となっております。

続きまして25ページになりますけど、こちらが利用権設定状況の一覧表となっております。

続きまして26ページをお開きください。こちらの左側ページが今月の利用権設定となります。合計だけ読み上げますと、利用権の設定が57805㎡行われております。ページ右側が1月からの累計になります。合計だけ読み上げますと、利用権の設定が250560㎡、所有権の移転が6988㎡行われております。以上です。

平岡議長 只今事務局からの説明が終わりました。委員さん方からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、議案第27号については同意します。以上で議案第27号については、同意したことを市へ通知をいたします。審議が終わりましたので、杉内委員さんと池田委員さんは席

にお帰りください。

次に報告第5号、農地法第18条第6項の規定による、農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。

事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書の通りです。地目、2筆とも田で、面積が計の2630㎡。賃貸人、賃借人は議案書の通りです。平成29年5月23日、借手の経営縮小のための解約となっております。以上です。

平岡議長 以上で報告第5号につきまして事務局の報告を終わります。以上で本日予定しました案件はすべて承認を得ました。その他であります、事務局から連絡等ありましたらお願いします。

事務局 1点だけ、農業新聞の件なんですけど、農業委員さんを辞められる方も1年間は継続をお願いすることになっておりまして、よろしくをお願いします。7月分の報酬から1年分差し引かせていただきます。

活動記録簿を新委員さんに引き継ぐこととしております。7月19日までに提出をお願いします。

閉会のあいさつを佐美三副会長をお願いします。

佐美三副会長 これをもちまして第6回総会を閉会します。お疲れ様でした。

平成29年6月30日

議	長	平岡	孝雄
議事録署名人		山下	洋幸
議事録署名人		池田	弘美